

令和8年3月1日現在における直接請求に要する選挙権を有する者の数

※端数切り上げ

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

258

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

2,148

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

4,295

1

地方自治法第74条第1項 …… 条例の制定又は改廃の請求
地方自治法第75条第1項 …… 監査の請求
市町村の合併の特例に関する法律 …… 合併協議会設置の請求
第4条第1項及び第5条第1項

2

市町村の合併の特例に関する法律 …… 合併協議会設置協議の投票請求
第4条第11項及び第5条第15項

3

地方自治法第76条第1項 …… 議会の解散請求
地方自治法第80条第1項 …… 議会の議員の解職請求
地方自治法第81条第1項 …… 町長の解職請求
地方自治法第86条第1項 …… 主要公務員（副町長・選挙管理委員・
監査委員）の解職請求
地方教育行政の組織及び運営に …… 教育長・教育委員の解職請求
関する法律第8条第1項